

ご利用
ください

「市消費生活センター」

担当 広聴人権課 ☎046(252)8495 ☎046(252)0210

市消費生活センターは、消費者のための相談業務を行う機関です。消費者と事業者との間に生じた商品・サービスの関するトラブルや商品の安全性に関する相談などを専門の相談員が受け付け、問題解決のための助言や情報提供、専門機関の紹介やあつせんなどを行います。



◆消費生活相談事例

●「有料サイトの退会処理をしていないため、延滞金を」

が10万円ある。支払いをしない場合は訴訟をする」という身に覚えのない電子メールがきた。
●「今なら特別価格」という広告を見て健康食品を注文し、商品が届いた。1カ月後に同じ商品と請求書が送られてきたが、特別価格だったのは1回目だけで、2回目からは通常価格の定期購入になっていた。
●無料で点検を勧められ、不要なりフォーム工事の契約をした。
●知人から「かならず儲かるから会員になってほしい」と高額な会員登録を迫られた。

◆消費生活出前講座

市消費生活センターでは、相談員が消費生活に関する情報や被害に遭わないため

◆市消費生活センター

☎046(252)8490

相談時間 月曜～金曜日

午前9時30分～正午、午後1時～3時30分(偶数月の第2水曜日は午後のみ)

○とき 6月22日(木) 午前9時～正午

○ところ 市休日急患センター

○内容 病院見学(希望者のみ)、採血、静脈内注射、輸液ポンプなどの講習と実習、市内病院紹介、質疑応答など(内容変更の場合あり)

○対象 保健師、助産師、看護師、准看護師の資格

○申込方法 5月31日(水)までに電話または直接担当へ

市では、安定した地域医療の維持を目指すため、医師会、病院などの関係機関と協力して復職支援セミナーを開催します。同セミナーは、退職後のプランがある看護師の方が、実技を再体験して、復職への不安を軽減するためのものです。受講者の多くの方が復職している、実践的なセミナーですので、ぜひご参加ください。

第10回
看護師復職支援セミナー

担当 医療課 ☎046(252)7205 ☎046(252)7043

のポイントについて、実際の相談事例を交えて分かりやすく伝える「消費生活出前講座」を無料で実施しています。

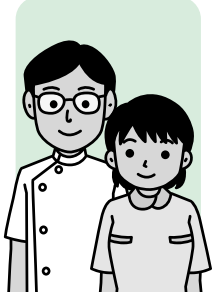
○対象 市内在住・在勤・在学者が10人以上参加する団体・グループ

○講座時間 30分～1時間

○会場 申込者側で用意

○費用 無料

○申込方法 1カ月前までに担当へ相談の上、申込書(市ホームページからダウンロード可)を〒252-1856座間市役所広聴人権課宛てに郵送またはファクスで担当へ



住宅用火災警報器そろそろ交換時期ではありませんか

住宅用火災警報器は、煙や熱を感知して火災の発生を警報音や音声により知らせるものです。しかし、古くなると電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあり、危険です。10年を目安に交換をお勧めします。火災警報器は、消防設備取扱店の他、電気店やホームセンターなどでも取り扱っていますので、早めに交換をしてください。設置の基準など詳しくは担当へお問い合わせください。



一般的な住宅用火災警報器

消防署の職員が火災警報器などの物品を販売することはありません。不審に感じたときは、担当または市消費生活センター☎046(252)8490へご相談ください。

担当 消防本部予防課 ☎046(256)2187 ☎046(256)3225

5月に納めていただくのは

▽固定資産税・都市計画税(第1期)▽軽自動車税(全期)
※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストアで納めてください。使用料などもお忘れなく。
※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。
※納期限を過ぎると、督促状が発送されます。また、延滞金を納めていただく場合があります。
※毎月第2・第4土曜日午前8時30分から正午まで、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しい内容は収納課☎046(252)8021へ(国民健康保険税については国保年金課☎046(252)7003へ)。

5月の相談日(祝・休日を除く)※相談はいずれも無料です。

区分	とき	ところ
消費生活(訪問販売・多重債務など)	毎週月曜～金曜日午前9時30分～正午と午後1時～3時30分	☎046(252)8490(電話相談可)
弁護士(面談のみ)	9日夜10日 10日夜16日 16日夜17日 23日夜24日	毎月第2・第3・第4火曜日午後6時～8時30分 毎月第2・第3・第4水曜日午後1時30分～4時30分
行政書士(遺言書等作成)	18日	毎月第3水曜日午前9時30分～11時30分
交通事事故理士(登記・少額訴訟)	11日 18日 16日 26日	毎月第2・第3木曜日午後1時30分～4時30分 毎月第3火曜日午後1時30分～4時 毎月第4金曜日午後1時30分～4時30分
不動産(取引・契約)分譲マンション(近隣・管理組合)	19日 25日 12日	奇数月第3金曜日午後1時30分～4時30分 毎月第4木曜日午後1時30分～4時30分 毎月第2金曜日午後1時30分～4時30分(11日まで受け付け)
市民一般	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午、午後1時～5時15分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218
人権擁護委員(近隣問題など)	9日	毎月第2火曜日午前9時～11時30分 ☎046(252)8087
ドメスティックバイオレンス	毎週月曜・火曜・水曜・金曜日午前9時～正午と午後1時～5時15分	市役所1階広聴人権課 担当 広聴人権課 ☎046(252)8483
社会福祉士(成年後見制度)	18日	奇数月第3水曜日午後1時30分～4時30分(予約制(電話可)。15日まで受け付け) 市役所4階4-1会議室 担当 福祉長寿課 ☎046(252)7127
障がい者就業支援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時～正午と午後1時～3時(予約制(電話可)) ぼむ出張相談毎月第3木曜日午前9時、10時30分(各一人で予約制(電話可))	市役所1階障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132
手話通訳設置	毎週月曜日午後1時～5時と水曜・金曜日午前9時～正午	市役所1階障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7978 ☎046(252)7043
自立サポート相談	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	市役所1階生活支援課 担当 生活支援課 ☎046(252)8566
駐留軍離職者	18日	毎月第3水曜日午前10時～午後3時 市役所5階5-3会議室 担当 商工観光課 ☎046(252)7604
児童	毎週月曜～金曜日午前9時～11時30分と午後1時～4時30分(電話可)	市役所2階子ども政策課 担当 子ども政策課 ☎046(252)8026
母子・父子家庭	毎週月曜～金曜日午前9時30分～11時30分と午後1時～4時(予約制(電話可))	市役所2階子ども育成課 担当 子ども育成課 ☎046(252)7201
青少年	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	青少年センター1階青少年相談室 担当 青少年相談室 ☎046(256)0907
教育子どもいじめホットライン	毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時 毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後6時(電話のみ)	市役所5階教育研究所 ☎046(259)2164 担当 教育研究所 ☎046(259)2164
就学(障がい児対象)	毎週月曜～金曜日午前9時～正午と午後1時～4時(予約制(電話可))	市役所5階教育指導課 担当 教育指導課 ☎046(252)8732